

公の施設の指定管理者の指定について

1 施設の概要

施設 の 名 称	鶴ヶ島市立障害者生活介護施設
所 在 地	鶴ヶ島市大字三ツ木935番地1
設 置 条 例	鶴ヶ島市立障害者生活介護施設の設置及び管理に関する条例
設 置 目 的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護を提供し、在宅の常時介護を要する障害者の日常生活の充実及び社会参加の促進を図る。
施 設 の 規 模	敷地面積 3,527.56㎡（借地） 建築面積 534.26㎡（鉄筋コンクリート造平屋建） 施設内容 作業室、生活訓練室、静養室、食堂、医務室、相談室、同敷地内に倉庫棟、便所棟、車庫 ほか
定 員	20人
現 在 の 指 定 管 理 者	社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会
指 定 期 間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで（5年間）

2 指定管理者として指定する団体の概要

名 称	社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会
所 在 地	鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1
代 表 者 名	会長 金 泉 婦 貴 子
設 立 年 月 日	昭和61年10月13日
設 立 目 的	鶴ヶ島市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする法人である。

3 指定期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日まで

4 選定経過

月 日	内 容
令和5年 8月1日～8月22日	募集要項配布
8月21日	現地説明会
8月22日～8月25日	質問書受付
9月4日	質問事項回答
9月5日～9月11日	申請書受付
10月11日	第1回指定管理者選定等委員会 ・適格審査 ・現地視察
10月13日	第2回指定管理者選定等委員会 ・応募団体ヒアリング ・候補者の選定
10月13日	市長報告

5 選定結果

指定管理者として適正な団体であるか否かについて、総合的に審査を行った。

(1) 第1回指定管理者選定等委員会

応募団体の申請内容及び応募資格について審査を行い、妥当と認められた。

(2) 第2回指定管理者選定等委員会

応募団体へのヒアリングを実施し、「指定管理者候補者審査表」に基づき、審査を行った。その結果、社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会が指定管理者（候補者）として選定された。

(3) 総評

社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会は、当該施設の現在の指定管理者であり、公の施設を適切に管理、運営する実績を有しており、また、重度障害者の受け入れを積極的に行っている点は、今後も公の施設としての役割を果たせるものと評価できる。

さらに、利用者一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援を実施し、利用者や家族が安心して利用できる環境の確保に努めている点や、当該施設の特徴である支援手法「構造化支援」については、職員の専門的な知識を生かし、利用者の特性に合わせた工夫がなされ、導入以後、利用者の精神的な安定に寄与しているものと評価できる。

施設運営については、事故防止対策の徹底のほか、緊急時や防災・防犯対策等へのマニュアルが整備され、訓練や研修の実施など、安全管理の体制は妥当と評価できる。

以上のことから、当該施設の設置目的を効果的に達成することが見込まれる。

6 指定期間内の収支計画

(単位：千円)

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
収入	市からの委託料	3,364	2,424	1,369
	介護給付費収入	53,344	55,078	58,055
	利用者負担金	1,800	1,900	2,011
	計	58,508	59,402	61,435
支 出		58,508	59,402	61,435

区 分		令和9年度	合 計
収入	市からの委託料	972	8,129
	介護給付費収入	61,062	227,539
	利用者負担金	2,117	7,828
	計	64,151	243,496
支 出		64,151	243,496